

申1号

## 第9回定期総会発言等に基づく申し入れ

10月28日開催

団体交渉行おう!! その2

3. 現在支給している繁忙手当について、その期間内に業務に従事している全社員を対象に同額の手当を支給すること。

### 会社回答

現在の支給範囲を変更する考えはない。

繁忙期に業務に就いていることは誰にも等しく、同額の手当を支給するべきだ!

繁忙手当を支給する駅の基準は何か?

⇒ 3大繁忙期において、新幹線の増発着により、通常時とは明らかに異なる混雑状況である駅

**組合**・新宿、秋葉原、吉祥寺等の大駅や、新幹線停車駅である小山が支給されない理由は何か。

**会社**・普段から混雑している駅や新幹線停車駅であるが手当の主旨からすると異なる。

**全く納得感がない理由だ! 繁忙期に働いていることは全社員同じである!**

4. 制服のワイシャツについて、長袖の貸与枚数を4枚とすること。また、コートが共用となっているため個人貸与とすること。

### 会社回答

現状で対応されたい。

昨年の申1号交渉でも議論をしてきたが実現には至っていない。職場からの声は多数あり改善するべきだ!

**組合**・長袖3枚では足りない。何とかやりくりしている。本人の体調等もあり増やすべきだ!  
・コロナ禍であり個人貸与コートにするべき。

**会社**・4枚の方がよいとは思いますが、コストがかかるものであり優先順位の中で決めていく。  
・共用ではあるが、必要な箇所に必要な枚数を貸与している。  
・サイズ変更や汚れ等での交換はいつでも出来る。**確認!!**

**昨年からの要求でもあり、  
組合員の切実な声に応えるべきだ!**

5. 主勤務地での勤務を基本とする勤務指定を行うこと。また、各箇所において、トイレ・寝室等の女性設備を整備すること。

### 会社回答

会社として、主勤務地外勤務を推奨しており、業務に必要な設備は整備している。

主勤務地外勤務が月の大半を占めている組合員・社員がいる現状であり見直しをするべきだ! 女性設備が整っていないために、女性は主勤務地外勤務が出来ない状況であり課題を改善するべきだ!

**組合**・主勤務地での勤務を基本として、本人への負担をかけるべきではない!  
・女性社員がお客様用や男女共用でトイレを使用している。設備改善を早急に行うべきだ!

**会社**・当社は、管区内で勤務することを基本としているため主勤務地外勤務を推奨している。  
・現状で良いとは思っていない。JR本体に対してこれからも要望していく。

**男女ともに働きやすい職場をつくるべきだ! 早急の設備改善を強く求める!**

その3へ続く